

**日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加」についての認可申請に対する総務省の考え方**

## 1 経緯等

平成24年12月4日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の認可を受けて、同条第2項第8号の業務として実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（以下「らじる★らじる」という。）に関して、協会の一部の地域放送番組を追加することについて、同条同項同号の認可申請があった。当該申請に対する現時点での総務省の考え方は以下のとおりである。

## 2 申請内容

別添申請書のとおり。

## 3 現時点での総務省の考え方

### (1) 認可の適否

認可することが適当であると認められる。

### (2) 基本的な考え方

「らじる★らじる」については、「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの」として、平成25年度末まで実施することについて、電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成23年3月に認可したものである。

今回の認可申請については、別添の申請書から明らかなように、認可を受けた業務の期限、提供エリア及び提供の態様について変更を生じさせるものではないことから、

ア 一部の地域放送番組を追加することにより、認可を受けた業務の内容が本質的に変容する懸念の有無

イ 一部の地域放送番組の追加に要する経費が受信料財源を毀損する懸念の有無といった観点から認可の適否を検討するものである。

### (3) 具体的な検討

ア 認可を受けた業務の内容が本質的に変容する懸念の有無

協会は、今回の認可申請において、ラジオ第一放送については近畿広域、中京広域及び宮城県域、FM放送については大阪府域、愛知県域及び宮城県域の地域放送番組を追加することとしている。

これらの追加される放送番組の内訳を見ると、放送時間ベースで全体の約9割(注)は、現在提供されている関東広域(ラジオ第一)及び東京都域(FM)の放送番組と同一であり、定量的に追加される地域放送番組はごくわずかなものにとどまっているものである。

また、追加する目的についても、これまでの「らじる★らじる」の業務提供において聴取者の地域放送番組に関する要望があったことを踏まえ、地域放送番組の追加を行うことによる聴取者の拡大が見込まれることで、より効率的な「補完的な措置としての効果の検証・確認」を可能とするとのことであり、認可を受けた「らじる★らじる」の業務の目的の実現にも資するものであると考えられる。

なお、追加する地域放送番組として、近畿広域(FMについては大阪府域)、中京広域(FMについては愛知県域)及び宮城県域のものとするについては、これら3地域は、他の地域に比して、放送対象地域の人口が多いことや地域放送番組の比率が比較的高いと言う現状を踏まえれば、合理的な選択であると考えられる。

#### 【参考】

(注) 追加される地域における固有の地域放送番組の比率

##### (1) ラジオ第一放送

- ・近畿広域 15.6% (1日平均3時間44分、平成24年度)
- ・中京広域 10.8% (1日平均2時間35分、平成24年度)
- ・宮城県域 13.3% (1日平均3時間12分、平成24年度)

##### (2) FM放送

- ・大阪府域 5.6% (1日平均1時間21分、平成24年度)
- ・愛知県域 5.6% (1日平均1時間21分、平成24年度)
- ・宮城県域 6.7% (1日平均1時間36分、平成24年度)

## イ 受信料財源を毀損する懸念の有無

協会は、今回認可申請のあった地域放送番組の追加に要する経費として、設備整備費用として9,000万円、運用経費として4,000万円の合計1.3億円を見込んでいる。これは、現在認可を受けて実施する業務に要する経費と比較して妥当な範囲の物であり、受信料財源を毀損する懸念はないものと考えられる。

以上のことから、本申請については認可することが適当と考えられる。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項